



岩倉東部地区

まちづくりルール

ゆとりと潤いのある緑豊かな住宅地



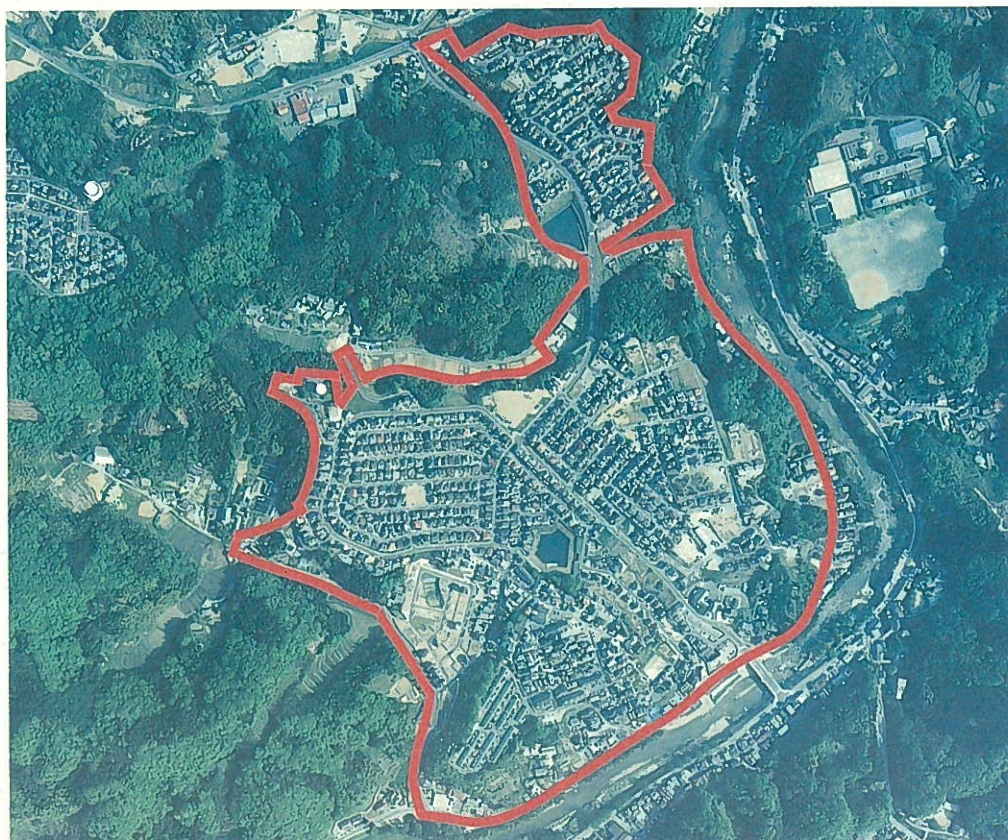
私たちが守る

「岩倉東部地区のまちづくりのルール」です。

岩倉東部地区は豊かな緑に囲まれ、一級河川巴川に接する水と緑に恵まれた住宅市街地です。

当地区では、宅地開発事業により道路、公園および住宅地の整備が行われた地区と、昔ながらの地区が隣接しています。共に良好な住環境を守っていくことが求められています。

そこで魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、より良好な居住環境を形成し「ゆとりとうるおいのある緑豊かな住宅地」を目指します。



〈低層戸建て住宅地区〉

用途の制限、最低敷地規模、壁面後退、高さ制限、形態・意匠、かき・さくが決まっています。

●屋根は茶、青、緑、黒を基調とします。

●生け垣や透視性のあるフェンス等にしましょう。

●軒の高さは7m以下とします。

●壁は白、茶、緑を基調とします。

●道路から1m以上離しましょう。

●敷地規模は170㎡以上とします。

●用途制限：3戸以上の共同住宅を禁止します。

〈一般住宅地区〉

最低敷地規模、建ぺい率、容積率、形態・意匠が決まっています。

●屋根は茶、青、緑、黒を基調とします。

●壁は白、茶、緑を基調とします。

●敷地規模は170㎡以上とします。

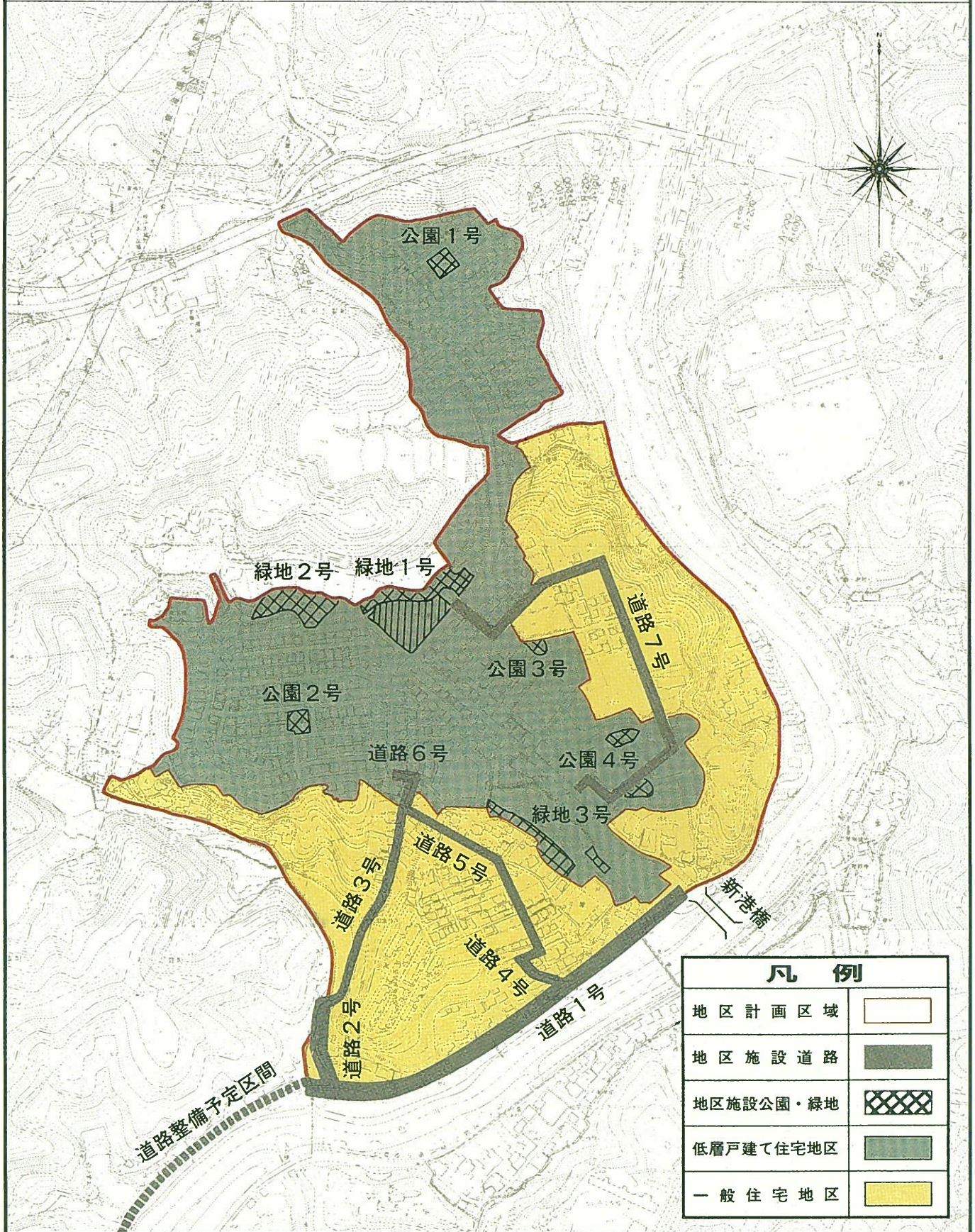
●建ぺい率は、50%とします。

●容積率は、80%とします。

まちづくりルール

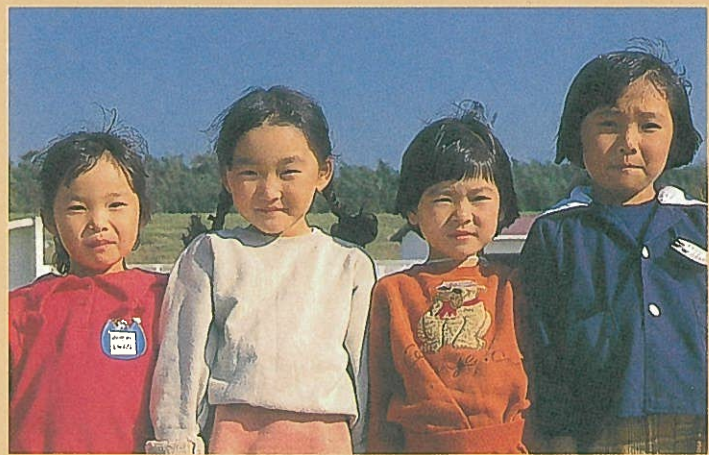
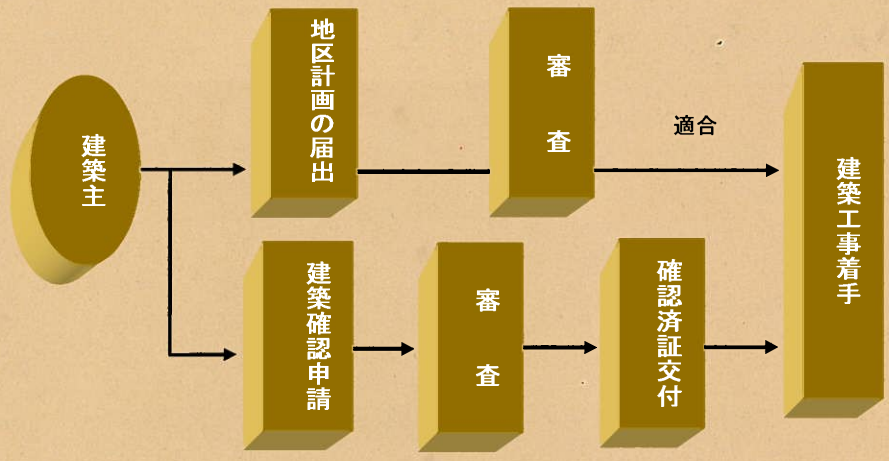
地区	名称		低層戸建て住宅地区				一般住宅地区		
	面積		約26.4ha				約21.6ha		
都市計画	用途		第1種低層住居専用地域						
	建ぺい率		60%						
	容積率		100%						
	高さ		10m						
地区 計 画	地区施設の 配置及び規模	道 路	名称	幅 員	延 長	名称	幅 員	延 長	
			道路1号	7.0m	約590m	道路2号	7.0m	約110m	
			道路3号	4.0m	約280m	道路4号	5.0m	約70m	
			道路5号	4.0m	約300m	道路6号	6.0m	約70m	
			道路7号	6.0m	約640m	—	—	—	
		公 園 緑 地	名称	面 積	名称	面 積	名称	面 積	
			公園1号	約1,000㎡	公園2号	約850㎡	公園3号	約370㎡	
			公園4号	約620㎡	公園5号	約390㎡	公園6号	約420㎡	
			緑地1号	約2,710㎡	緑地2号	約2,960㎡	緑地3号	約2,240㎡	
			—	—	—	—	—	—	
	建築物の用途の制限		<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅（3戸以上の長屋を除く。次号において同じ。）</p> <p>2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第130条3で定めるもの</p> <p>3 共同住宅（3戸以上のものを除く。）</p> <p>4 幼稚園、図書館その他これらに類するもの</p> <p>5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>7 診療所</p> <p>8 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条4で定める公益上必要な建築物</p> <p>9 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条5で定めるものを除く。）</p>						—
	容 積 率		—						80%
	建 ぺ い 率		—						50%
	建築物の敷地面積の最低限度		170㎡						—
壁 面 の 位 置 限 制		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>1 物置、車庫で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12㎡以内のもの</p> <p>2 建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p>						—	
建築物の高さの最高限度		建築物の軒の高さは7mを越えてはならない。						—	
建築物等の形態又は意匠の制限		<p>建築物においては、屋根の色彩は、茶、青、緑又は黒を、外壁は白、茶、緑を基調とし、健全な住宅地にふさわしいものとする。</p> <p>擁壁は、鉄筋コンクリート造、練り積み造等強固で安全なものとする。</p>						—	
垣又はさくの構造の制限		<p>垣又はさくの構造は、次に掲げるものでなければならない。</p> <p>1 敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、高さ（敷地地盤面からの高さをいう。以下同じ。）が2m以下のもの（生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さが0.6m以下のものに限る。以下「フェンス等」という。）及び門塀を除く。）</p> <p>2 道路又は公園に接する敷地境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンス等（門塀にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5㎡以下のものを除く。）</p>						—	

名 称	岩倉東部地区計画
位 置	豊田市松平志賀町大平古、マゴイチ、巴町カキタ、細畑の全域及び松平志賀町アライ、神田、コゼ、トイタ、巴町神田、岩倉町鶉ヶ瀬前、柿田、馬場、平古の各一部
面 積	約48.0ha



届出勧告制度
について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは
豊田市役所 都市計画課 34-6620 まで